

中学生喫煙防止教育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中学生を対象とした喫煙防止教育を行い、喫煙及び受動喫煙による健康被害に関する知識を普及することにより、禁煙・防煙意識の向上を図り、もって未成年者の喫煙をなくすことを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、京都市（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課、教育委員会事務局体育健康教育室）とする。

(対象)

第3条 本事業の対象者は、京都市内の中学校に在籍する生徒とする。

(実施方法)

第4条 喫煙防止教育は、これを希望する中学校（以下「実施希望校」という。）の意向を踏まえ、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内容を授業形式により実施するものとする。

喫煙防止教育区分	内 容
① 体 験 型 (約100分)	スライド等により、喫煙が全身に与える影響、喫煙に至る仕組み、たばこや薬物の依存症、受動喫煙問題、禁煙の方法等について講義を行う。また、グループに分かれ、模型・ポスター・禁煙グッズ等の視覚教材、一酸化炭素測定器、たばこに関するクイズ等を用いた体験型授業を行うことにより、講義で扱った各テーマに関する理解を更に深める。
② レクチャー型 ＋課題学習型 (約100分)	スライド等により、喫煙が全身に与える影響、喫煙に至る仕組み、たばこや薬物の依存症、受動喫煙問題、禁煙の方法等について講義を行う。講義後、教室に戻り、課題学習を行い、講義で扱った各テーマに関する理解を更に深める。
③ レクチャー型 (約50分)	スライド等により、喫煙が全身に与える影響、喫煙に至る仕組み、たばこや薬物の依存症、受動喫煙問題、禁煙の方法等について講義を行う。

- 喫煙防止教育の従事者は、実施希望校の所在地の区役所・支所職員、教育委員会事務局体育健康教育室職員、実施希望校の教職員及び市長が認めた者とする。
- 喫煙防止教育の実施日及び時間については、実施希望校と実施主体との間の調整により設定するものとする。
- その他、喫煙防止教育の実施にあたって必要な事項は、実施希望校と実施主体との間の協議によるものとする。

(アンケート調査)

第5条 喫煙防止教育の実施後、事業効果を検証するため、参加生徒を対象としたアンケート調査を行うものとする。

(実施報告)

第6条 喫煙防止教育の実施後、参加した区役所・支所職員は、別に定める様式により健康福祉部長に報告するとともに、報告書の写しを保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課に送付する。

(従事者への研修)

第7条 喫煙防止教育の充実を図るため、次に掲げる研修を実施する。

- (1) 教職員の知識・技術の向上を目的とした研修会
- (2) 喫煙防止教育に従事可能なスタッフ及びボランティアの養成研修

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、健康福祉部長に関する規定については、平成29年5月8日から施行し、それまでの間は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。